

## 令和4年度中の警察が関係する主な取組

## SNS等の利用に起因する事犯の取締り、被害防止広報

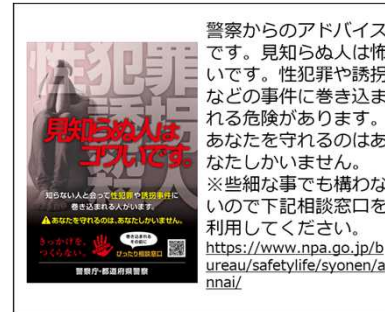
- 令和4年中のサイバー犯罪の検挙状況  
出会い系サイト規制法違反：89件 児童ポルノ事犯：1,564件
- 都道府県警察において、SNS上（Twitterを対象）の子供の性被害等につながりうる書き込みに対して注意喚起・警告活動を推進

## 事業者による取組の支援等

- 26のSNS事業者（※令和5年3月末現在）で構成する「(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構」の青少年保護ワーキンググループにおいて、警察庁から児童被害の情勢や被害傾向等に関する情報提供を実施
- 同機構と連携し啓発用のウェブサイトを開設 (<https://out.smaj.or.jp/>)
- インターネット・ホットラインセンター（IHC）の活用等
  - ⇒ IHCを通じた、インターネット上の児童ポルノの削除依頼等の取組を推進（令和4年上半期：削除依頼件数 70件）
  - ⇒ IHCを通じた、INHOPE（諸外国におけるホットライン相互間の連絡組織）への児童ポルノ情報の通報を推進（令和4年上半期：通報件数 349件）
  - ⇒ 民間事業者への委託によるサイバーパトロール事業により、自殺誘引等の情報をIHCへ通報して削除依頼を推進（令和4年上半期：サイバーパトロール事業者からの通報に基づくIHCによる削除依頼件数 1,062件）

## 関係機関・団体、事業者等と連携した広報啓発等

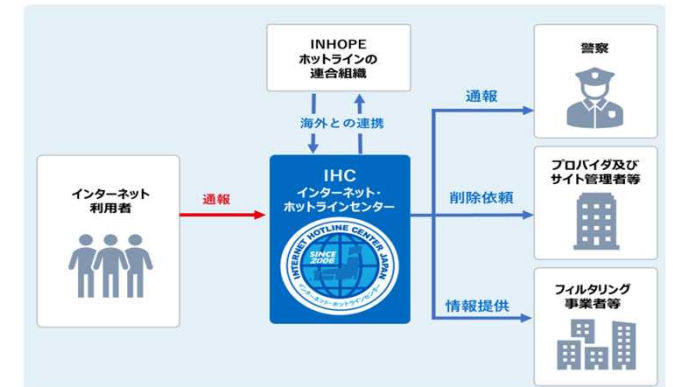
- 非行防止教室等を利用した教育・啓発活動の推進
  - ⇒ 啓発用動画やリーフレットを活用し、インターネットの適切な利用やペアレンタルコントロールの普及に向けた広報啓発の推進
- サイバー防犯ボランティアの育成・支援の推進
  - ⇒ サイバー防犯ボランティアの育成・支援を図り、犯罪被害防止のための教育活動や広報啓発活動を推進（令和4年12月31日現在、全国において281団体、6,824人が活動）



【注意喚起・警告のメッセージ】



【啓発用ウェブサイト】



【インターネット・ホットラインセンターの取組】



広報啓発用リーフレット



【サイバー防犯ボランティアによる教育活動】